

(4) 参考1 従業員の常勤換算及び勤務形態について

【常勤換算の考え方】

常勤換算	<p>事業所の従業員の勤務延長時間数 / 常勤の従業員が勤務すべき時間数</p> <p>事業所の従業員の勤務延長時間数を、当該事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数(=週32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を、常勤の従業員の員数に換算する方法。</p> <p>○算出例：常勤の従業員が勤務すべき時間数=週40時間の事業所において、</p> <p>→ ① 週40H勤務1名のみの事業所の場合 = 40H/40H = 常勤換算1</p> <p>→ ② 週40H勤務1名+週30H勤務1名(計2名)の事業所の場合</p> <p style="text-align: center;">= (40H+30H)/40H = 常勤換算1.75</p>
-------------	---

【就労形態(常勤・非常勤・専従・兼務)の考え方】

	定義	該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の 常勤の従業員が勤務すべき時間数 (=週32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していること。	○常勤者週40H勤務の事業所で、週40H勤務の者。
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の 常勤の従業員が勤務すべき時間数 (=週32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していないこと。	○常勤者週40H勤務の事業所で、週20H勤務の者。
専従	「専らその職務に従事する」 事業所の従業員(常勤・非常勤の別を問わない)が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	○週40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービス業務のみに従事する場合。
兼務	事業所の従業員(常勤・非常勤の別を問わない)が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。	○週40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。

【就労形態のパターン】

	専従	兼務
常勤	<p>常勤専従</p> <p>常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。</p> <p>○例：常勤者週40H勤務の事業所で、週40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。</p>	<p>常勤兼務</p> <p>常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。</p> <p>○例：常勤者週40H勤務の事業所で、週40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。</p>
非常勤	<p>非常勤専従</p> <p>非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。</p> <p>○例：常勤者週40H勤務の事業所で、週20H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。</p>	<p>非常勤兼務</p> <p>非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。</p> <p>○例：常勤者週40H勤務の事業所で、週20H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。</p>